介護保険課からお知らせ

平成30年(2018年)8月27日

居宅介護支援事業所 地域包括支援センター ケアマネジャー 各位

姫路市 介護保険課長

介護保険 要介護認定・要支援認定申請について(依頼)

日頃より本市の介護保険事業にご理解、ご協力を賜りましてありがとうございます。 標記の件につきまして、要介護認定・要支援認定をより円滑・適正に行うため、3点お願いがございます。

お手数ではございますが、関係各位にご周知いただきますよう合わせてお願い申し上げます。

1 主治医意見書の再提出について

被保険者の心身の状態の変化に伴う主治医意見書の再提出については、事前に介護保険 課認定担当(以下「事務局」という)までご連絡をいただくこととなっています。しかし ながら、事前にご連絡をいただいていないにも関わらず、主治医から意見書が2通以上届 くことがあります。今後とも事前連絡を徹底していただくようお願い申し上げます。

また、主治医意見書が再提出されたものの、既に提出されたものと内容が大きく変わらないものも見受けられます。意見書の再提出が必要かどうかの適否を事務局にて判断させていただきますので、事前連絡の際には、具体的にどのような体調変化があったかをお伝えいただくようお願いいたします。

2 再調査の依頼について

認定調査後、心身の状態の変化があり、再調査の依頼のあった対象者については、その変化の状況を事務局が聞き取りの上、再調査が必要と判断した場合に再度認定調査を行っております。ところが、中には再調査を行ったものの1次判定に影響のない程度の変化しかなかった方もいらっしゃいます。再調査の依頼につきましては、1次判定に大きく影響するかどうかをご判断いただいた上でご依頼いただきますようお願いいたします。

また、認定調査後、心身の状態の変化があった方の場合でも、長期ご入院中の場合等サービスの早急な利用予定がなく、新たな認定有効期間開始後に変更申請で対応可能な方についてはそちらで対応いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

3 変更申請に対する再度の変更申請について

変更申請の結果、一度判定が下されているにも関わらず、繰り返し変更申請が行われる ケースがあります。変更申請は心身の状態の変化により、要介護等状態区分に変更がある 場合に行う申請となっていること、介護認定審査会において適正に判断された認定結果で あることからこのような申請は適切であるとはいえません。このような申請に対しては事 務局から申請の取り下げのご案内をする場合がありますのでご留意ください。

変更申請の認定結果に対してご利用者様やご家族様が納得されない場合、まずはご利用 者様の心身の状態やサービスの利用状況等を照らし合わせて、現在の認定で対応可能かど うかなどのご説明をしていただきますようお願いします。

〈連絡先〉

〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 姫路市役所 介護保険課 認定担当

電話:079-221-2447 FAX:079-221-2925